平成２３年（フ）第１５４９号
京都市上京区今出川通堀川西入西船橋町333番地２　メゾンゼフィール605号、開始時住所京都市上京区烏丸通鞍馬口下る上御霊中町453番地
破産者　湊　　敦司
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１５５７号
京都市下京区御影堂町10　グランエターナ京都1802、住民票上の住所京都市伏見区桃山町丹後21番地　サンライフ桃山403
破産者　新井　一成
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第３００号
京都市東山区福稲御所ノ内町34番地の１　ハイム福稲Ｂ―416
破産者　山田ひとみ
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４３４号
奈良市南紀寺町４丁目119番地の６
破産者　今井　和興
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１１５６号
広島市佐伯区石内南４丁目11番16号
破産者　倉鋪　倫子
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第９０号
香川県高松市香西南町４番地11
破産者　立田　敏泰
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第２６６号
熊本市北区八景水谷２丁目７番３号　Ｔ・Ｎハイツ202、前住所熊本市中央区大江３丁目10番６―204号　セシール大江
破産者　西谷　英敏
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３６４号
大分市明野西１丁目14番２号、開始決定時の住所大分市大字寒田1446番地の38
破産者　野仲　重美
1　決定年月日　平成26年９月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

免責許可決定

平成２６年（フ）第６８号
北海道苫小牧市明野新町４丁目２番17号　エバーグリーン明野207号
破産者　小野　弘人
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２６年（フ）第４１０号
埼玉県和光市本町26番16号　山元ビル206
破産者　伊東　　博
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４４０号
埼玉県南埼玉郡宮代町字中島159番地１　カーサ・エレガンテⅡ201号
破産者　河村　武伸
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第４５６号
埼玉県川口市戸塚東４丁目33番７号
破産者　小松　千晴
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５０４号
さいたま市浦和区領家４丁目15番10号
破産者　柴崎眞由美
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５０９号
埼玉県蓮田市関山４丁目２番39号　関山ハイツ202号
破産者　清水美津穂（旧姓渡部）
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５１５号
埼玉県川口市柳崎１丁目18番９号
破産者　李　　信喜
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５２２号
埼玉県朝霞市膝折町２丁目９番３―1001号
破産者　竹山　一行
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５２３号
埼玉県朝霞市膝折町２丁目９番３―1001号
破産者　竹山カズ子
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５２４号
さいたま市中央区大戸６丁目９番15―309号
破産者　竹山　　稔
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５２５号
さいたま市見沼区堀崎町1484番地　竹の藤ハイツ101
破産者　神田　　洋
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５３３号
埼玉県川口市並木１丁目19番16号　メゾンスイエルブルー302号
破産者　安井　佑子
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５５２号
さいたま市西区大字指扇2681番地３、旧住所埼玉県北足立郡伊奈町西小針３丁目160番地２
破産者　片山　恭一
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５５６号
埼玉県川口市大字峯1225番地の７
破産者　田中由美子
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第５７１号
埼玉県飯能市大字岩沢85番地12
破産者　加部　包子
1　決定年月日　平成26年９月１日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係